

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 の計画期間等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

【御議論いただきたい論点】

- ① 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間について
※「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を受けた対応
- ② 市町村が作成する障害(児)福祉計画の共同策定について
※「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)を受けた対応
- ③ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画作成のための基本指針作成のスケジュール案について
※令和3年地方分権改革提案を受けた対応

障害福祉計画及び障害児福祉計画について

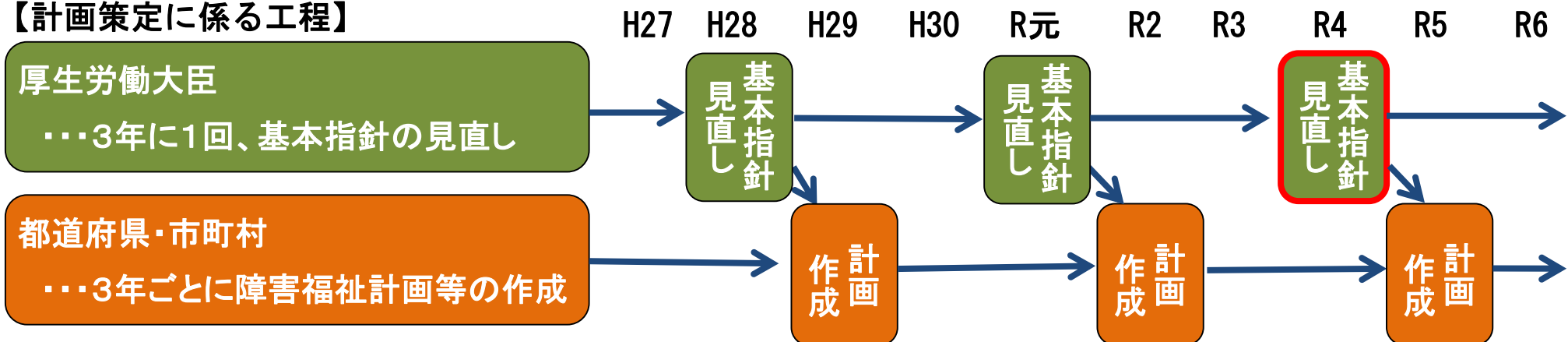
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3～5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



①第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間について

経緯

- 都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下、「障害(児)福祉計画」という。)は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年厚生労働省告示第116号。以下、「基本指針」という。)において、3年を一期として定められているところ、内閣府地方分権改革推進室の実施した「令和3年地方分権改革に関する提案募集」において、複数の自治体より、計画期間の延長について提案があった。
- 具体的には、「地方公共団体は、国の基本指針に即して障害(児)福祉計画の策定を行うこととされているが、国の基本指針で定められた計画期間が3年間と短いため、現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。このため、障害者及び障害児関係の計画について、計画期間を延長し、PDCAサイクルをまわすために十分な時間を確保する」よう提案があった(年数としては、5年もしくは6年を希望)。



令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

- 計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

自治体アンケートの実施

○ 閣議決定を踏まえ、障害(児)福祉計画の計画期間を検討するに当たり、各自治体の実態、意向、懸念を把握する必要があると判断し、内閣府地方分権改革推進室と連名でアンケートを実施。結果は以下のとおり。

アンケート結果

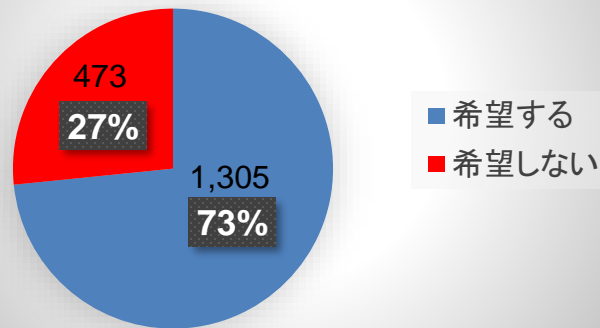
※令和4年3月29日時点の集計結果。

	3年	5年	6年	その他
①障害(児)福祉計画の現行の期間	1,767	6	9	3

	有	無
②障害者計画との一体的な作成状況	1,271	513

	5年	6年	その他
③障害者計画の現行の期間	243	899	629

④障害(児)福祉計画の期間の延長の希望の有無



○ アンケート結果を踏まえると、計画期間の延長を求める声が自治体数の約3/4と多い状況。他方で「希望しない」とする回答も少なくなかった。

(延長を希望する主な理由)

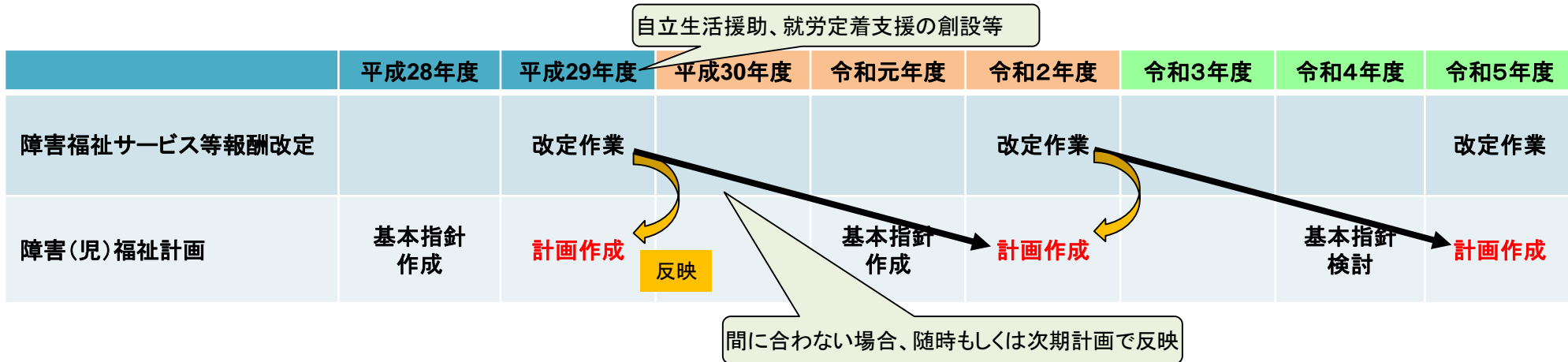
- ・ 見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている。
- ・ 必要な社会資源の確保等、地域での課題が多く、圏域単位で連携及び調整を図る必要がある、実態として期間が短い。
- ・ 効果の検証に必要な期間を確保したいため。但し、報酬改定にかかる部分は3年毎に反映するしくみが必要と考える。
- ・ 報酬改定により新サービスが創設された場合は中間見直しで十分に対応できる。
- ・ 報酬改定の影響を受けない項目(成果目標等)については現状より長い期間で検証できるようにする等、項目毎に期間を分けてもいい

(延長を希望しない主な理由)

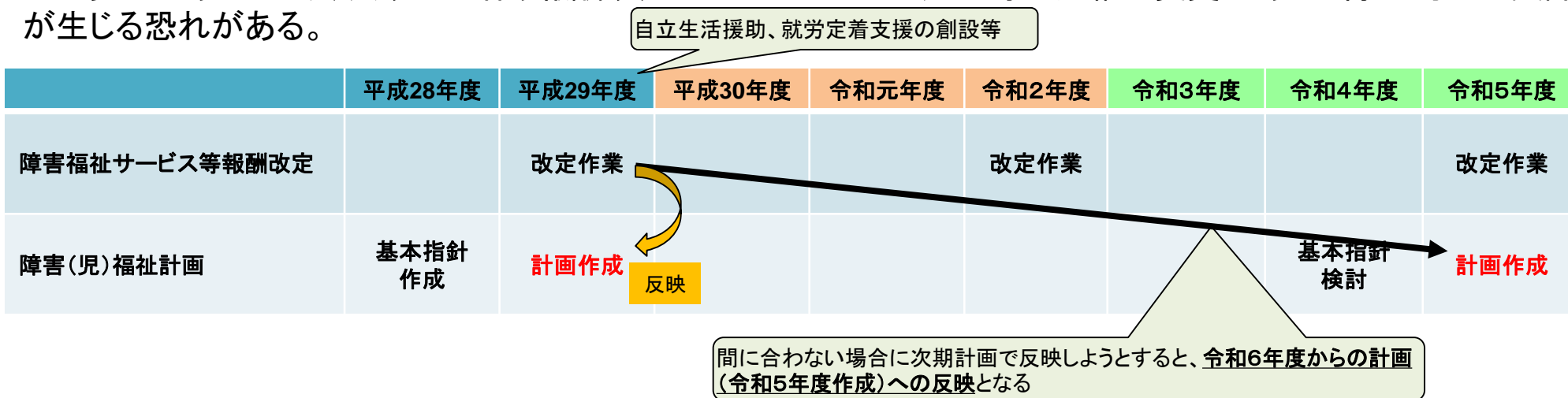
- ・ 期間を延長すると見込量と実際に必要とする量の誤差が大きくなる。
- ・ 総量規制のあるサービスにおいては6年間とすることは適当ではない。
- ・ 障害福祉サービス等報酬改定の内容を踏まえた計画策定を行うため。
- ・ 5か年か6か年計画になった場合に、3年ごとの報酬改定でサービスの追加等の大幅な変更があった際に対応ができない。
- ・ 介護保険事業計画等との連携や社会環境の変化への対応を勘案すると現行の期間でよい。

障害(児)福祉計画作成と障害福祉サービス等報酬改定の関係性について

- 今回の令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ」とされたところ、障害(児)福祉計画作成及び障害福祉サービス等報酬改定の時期は現時点では下記のとおりとなり、一定の連動性を持っている。



- 計画期間を延長する場合、例えば上記の図をもとに考えるとこれらの時期は下記のとおりとなり、自治体からの意見にもあるとおり、法改正に伴う報酬改定によるサービスの追加等の大幅な変更があった際の対応に支障が生じる恐れがある。



以上を踏まえた論点

- 次期障害(児)福祉計画の計画期間について、令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。」とされている。
- 国の基本指針はこれまで通り3年毎に作成(改正)することとし、基本指針を元に作成する障害(児)福祉計画の期間は、アンケート結果も踏まえて3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしてはどうか。
- ただし、障害者総合支援法第88条の2(児童福祉法第33条の21)において、「市町村は、定期的に、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害(児)福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化することとしてはどうか。
- 特に、障害児福祉計画については、障害児福祉のインクルージョン推進の観点から、子ども・子育て支援事業計画との連動性も重要であり、こども家庭庁の創設の動向も踏まえ、両者の連動性の方策を検討してはどうか。

(参考)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)(抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(参考)児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抜粋)

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

②市町村が作成する障害(児)福祉計画の共同策定について

経緯

- 現在、障害(児)福祉計画は自治体毎に作成しているところ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。」と記載された。
- これを受け、内閣府及び総務省より各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討するよう通知が出され、検討状況等についての調査も行われており、障害(児)福祉計画についても、市町村が策定するものについて、共同策定の可否を検討する必要がある。

対応方針(案)

- 障害(児)福祉計画において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定することとなっているところ、「地域生活支援拠点等の確保」や「児童発達支援センターの設置」等の複数の目標について障害保健福祉圏域での設置を認めていることから、障害保健福祉圏域単位での設置を行っている自治体においては、共同策定に一定のメリットがあるものと推測できる。
- 他方で、各都道府県の作成する障害(児)福祉計画はいわゆる総量規制の根拠となるものであるため、総量規制適用範囲として位置づけられる障害保健福祉圏域に留意する必要がある。
- こうしたことから、各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意することを条件とした上で、市町村が作成する障害(児)福祉計画については、共同策定が可能である旨を明示的に記載することとしてはどうか(令和4年度に改正予定の基本指針に記載予定)。

※ 障害(児)福祉計画は

- ・ 当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成しなければならないこと
 - ・ 当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること
- とされており、共同で計画を策定するに当たっては、各市町村が責任を持って、上記2点を留意して取り組む必要がある。

③第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画作成のための 基本指針作成のスケジュール案について

経緯

- 各自治体が障害(児)福祉計画作成に当たって国が定める基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」については、各自治体が計画作成する前年度に社会保障審議会障害者部会での御議論を経て定めているところ、内閣府地方分権改革推進室の実施する「令和3年地方分権改革に関する提案募集」において、基本指針改正の早期化を求められた。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

- 基本指針の改正(中略)については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。

閣議決定を踏まえた考え方

- 令和4年度は、令和5年度からの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(令和5年度～)を作成するための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正を行う必要がある。
- 上記を踏まえたスケジュール案は以下のとおり。

スケジュール案	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
第6期障害福祉計画等 (前回 令和元年度)	第4期成果目標 の実績報告 (第94回)				御議論① (第95回)	御議論② (第96回)		御議論③ (とりまとめ) (第98回)				基本指針 改正告示
第7期障害福祉計画等 (今回 令和4年度)	次期計画期間の 論点提示			第5期成果目標 実績報告	御議論(2回予定)			御議論 (とりまとめ)		基本指針 改正告示		

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法) 【告示改正】</p> <p>(管理番号：41, 157, 198)</p>	<p>神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>地方公共団体は、国の基本指針に即して障害(児)福祉計画の策定を行うこととされているが、国の基本指針で定められた計画期間が3年間と短いため、現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。</p> <p>また、障害者計画と障害(児)福祉計画について、国の障害者基本計画と国の基本指針によって定められた各計画の記載内容が重複する部分があるなど、策定作業に負担が生じている。</p> <p>このため、障害者及び障害児関係の計画について、以下の措置を講じる。</p> <p>① 計画期間を延長し、PDCAサイクルをまわすために十分な時間を確保する。 ② 障害者計画と障害(児)福祉計画について、記載内容を簡素化する。</p> <p>これらにより、適切な障害福祉サービス提供体制の整備や計画に基づく新たな施策の構築につながるとともに、計画策定に係る地方公共団体の負担の軽減に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
<p>○障害者基本計画 (①及び②について) 計画の策定期間や期間、計画に規定すべき内容については、地方公共団体の実情に応じて決定が可能であり、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも認められている。</p> <p>○障害(児)福祉計画 (①について) 国において、サービス提供の在り方の見直しを含めた3年毎に障害福祉サービス等報酬改定を行っており、その内容等を踏まえて作成する必要があり、改定の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、影響を受けない項目については、令和4年度に障害者部会で議論を行うこととしたい。 (②について) 令和2年地方分権改革提案(管理番号210②)により一定の整理を得たものと考えている。</p>	<p>○ 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>(①について)</p> <p>○ 障害者基本計画について、計画期間を見直すことができない理由がないのであれば、障害者計画と障害(児)福祉計画を一体的に策定している地方公共団体の実態を踏まえ、計画期間の見直しについて前向きに検討いただきたい。</p> <p>○ 障害(児)福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削がれるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないかと。</p> <p>○ 3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間(6年間等)に見直すべきではないかと。</p> <p>○ 報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないかと。</p> <p>○ 上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。</p> <p>(②について)</p> <p>○ 計画の記載内容の簡素化や基本指針の策定・Q&Aの周知の早期化を検討いただきたい。</p>

障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。

・ これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・ これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・ 基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)

人口減少が著しい地方部では、行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等を活用しながら、市町村間の広域連携や都道府県による小規模市町村の補完等の対応を進める必要がある。このため、厚生労働省は、介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。文部科学省は、教育のデジタル環境整備に向け、イニシアティブを取って、教育データ、デジタル教科書、統合型校務支援システム等の標準化・統一化やプラットフォームの提供を進めるなど、都道府県等とも連携し市町村間の格差を防止・解消する取組を強化する。総務省及び各府省庁は、地方自治体が必要とする専門人材の育成や活用・派遣について、広域連携や都道府県による補完を推進する。また、市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

(参考4) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針について

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H28年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築